

児童・生徒等の安全対策について

1 背景

本年5月8日に立川市で小学校に男2人が侵入し、教員に暴行する事件が発生した。また、児童の下校時においては、同月1日に大阪市で小学生7人が車にはねられて重軽傷を負った事故や、同月14日に三郷市で小学生4人がひき逃げに遭う事故、同月19日に筑紫野市で小学生の列に高齢者が運転する車が突っ込み児童4人が重軽傷を負った事故など、小学生児童に関わる事件・事故が頻発している。

これらの事件・事故を踏まえ、本区においても、校内への不審者侵入対策の取組の強化や通学路等で身を守るための安全指導の強化など、区立学校の幼児・児童・生徒の安全確保の徹底を図るため、改めて学校施設及び通学路における安全対策を講ずる必要がある。

2 学校施設における安全対策について

(1) 現状

項 目	内 容
電子錠の設置	学校敷地内への不審者等の侵入防止、来校者の受付業務の円滑化のため、正門等に電子錠を整備している。
呼出装置（インターホン）の設置	電子錠が設置されている正門等の来校者の確認、受付を円滑に行うため、呼出装置（インターホン）を設置している。
学校管理員の配置	来校者の確認、受付及び案内を行うため、常時、学校管理員を主事室に配置している。
防犯カメラ・モニターの設置	学校敷地への不審者の立入り抑制及び監視のため、正門及び通用門等に防犯カメラを複数台設置している。
110番通報装置の設置	不審者等の侵入など、不測の緊急事態が発生した際に正確かつ迅速に警察機関へ通報を行うため、非常通報用として「110番通報装置」を設置している。
警報ベルの設置	校内に不審者等が侵入した際など、非常事態を知らせるための「警報ベル」を教室等に設置している。
さすまたの配備	不審者が侵入した際に、不審者の行動を制止するため、さすまたを配備している。
危機管理マニュアルの整備	国・都の危機管理マニュアルの内容を踏まえ、各園・校の実態に基づいた危機管理マニュアルを策定している。
防犯訓練の実施	学校敷地内に不審者が侵入したことを想定し、教室の入口を封鎖して不審者の侵入を防いだり、避難したり、不審者の侵入を知らせる合図の確認を行ったりする訓練を実施している。
教員向け危機管理研修の実施	国や都の危機管理マニュアル、都の安全教育プログラムの内容を踏まえ、校内での研修、生活指導主任研修会等の研修会で実施している。

(2) 立川市の事件を受けての対策（強化）

ア 短期的対策（令和7年度中）

項 目	内 容
施設設備点検・現状確認	侵入可能箇所の有無、施錠設備の正常作動、防護対策備品の確認をする。
登下校時の人員配置の徹底	登下校時のピーク時に校門を開放する場合は、門前に教職員・委託事業者等の人員を配置し、見守り体制の強化・徹底を図る。
呼出装置（インターホン）の増設	下校時等に、施錠された校門等の電子錠を児童・生徒等が随時開錠できるようにするため、門の内側にも呼出装置（インターホン）を増設し、常時施錠体制の徹底を図る。
来校者の確認対応の強化	呼出装置（インターホン）により、来校者の容姿、氏名、用件の確認の強化・徹底を図る。
来校者の名簿記入・名札着用の徹底	来校者に対し、来校時には、受付で氏名、用件等を記入させた上で、校内での名札の着用の徹底を図る。
防犯訓練、研修等の緊急実施	安全指導日や避難訓練で、対策の強化・徹底を図る。学校の安全対策について研修を実施する。
危機管理マニュアルの点検・見直し	各園・校の危機管理マニュアルについて、9月末までに点検・見直しを行う。
侵入者対策の備品の充実	現在配備しているさすまた以外にも、侵入者の動きを封じるために有効な備品を検討し、配備する。

イ 中長期的対策（令和8年度以降）

項 目	内 容
防犯カメラの増設	必要に応じて死角箇所等の解消のための機能向上、増設を検討する。
電子錠の増設	必要に応じて門扉等に電子錠の増設を検討する。
門扉等の改修	防犯機能を視野に入れた門扉や柵などの計画的な改修を実施する。
教室出入口扉の改修	大規模修繕工事等に合わせて、防犯を意識した扉等に改修する。

3 通学路等における安全対策について

(1) 現状

項 目	内 容
交通安全教室の実施	実技指導、講話、映像、スタントマンによる事故再現など、学年によって内容を調整し、生活全般における交通事故の防止や防犯に対する自己防衛意識の向上、交通ルールや安全な行動を習得させる教室を実施している。（小学校は各学年、各クラス単位で実施）
通学路合同点検	道路管理者、学校、PTA、教育委員会、警察の関係各者が合同で、小学校通学路の危険・注意箇所を点検している。（毎年5校ずつ）
スクールゾーン対策連絡会・登下校防犯対策連絡会	各小学校通学路の安全確保に関する意見、要望等を取りまとめ、警察を含む関係各所と連携して、可能なものについて順次、改善・対応している。
通学路防犯カメラの設置	児童の登下校時の見守り活動を補完するとともに、児童に関わる犯罪、交通事故等の抑止を図るため、通学路上に防犯カメラを設置している。（1校当たり約5台、全124台）
防犯ブザーの配布	児童の登下校時の安全確保を図るため、区内在住・在校の小学1年生に防犯ブザーを配布している。

(2) 多発する事故を受けての対策（強化）

ア 短期的対策（令和7年度中）

項 目	内 容
交通安全教育の強化	交通安全教室において、最近の事故の事例を紹介し、交通ルールの遵守はもとより自己防衛意識の更なる向上を図る。
保護者への交通安全意識向上のための啓発活動	子どもの最も身近な模範となる保護者に対し、交通安全意識の向上を図るため、携帯電話等を活用したメール配信により啓発を行う。
通学路危険・注意箇所の抽出	例年実施している通学路の危険・注意箇所の抽出に当たり、関係各者から広く意見・要望等を求めるとともに、実施時期を前倒しして6月中旬に集約する。
通学路緊急合同点検	上記により抽出した危険・注意箇所に対して迅速に対応できるよう、通学路の合同点検を例年より早い7月中に実施するとともに、予定対象校（5校）のほか、特に必要がある学校においても実施する。
危機管理マニュアルの点検・見直し〈再掲〉	各園・校の危機管理マニュアルについて、9月末までに点検・見直しを行う。

イ 中長期的対策（令和8年度以降）

項 目	内 容
下校時パトロールの強化	交通安全指導員が下校時間帯に注意箇所を巡回し、児童に対して交通指導を行う。

4 子ども・子育て関連施設における安全対策について

(1) 児童館・学童クラブ・区立保育園

上記の教育委員会による対策に準拠して、各施設の特性に応じた安全対策を徹底する。

(2) 私立幼稚園・保育園等

利用者の安全確保について、改めて通知し、徹底を図った。